共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問主意書

出者 赤嶺 政

提

賢

共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問 主意書

医療 数の げられた情報照会者が、二段目に掲げられた事務について、三段目の情報提供者から四段目の特定個 地方税関係情報、 養者の資格をチェックするという保険給付の支給に関する事務のために、 広域連合から、 とされる。 提出した。 二重加入をチェックするという保険給付の支給に関する事務のために、 定する情報照会者は、 の提供を受けることによって国民の利便性や事務の効率化がもたらされると説明されている。 政 行は、 ・高額介護合算制度を活用して、 事務を内包し、 この法案によって構築される情報提供ネットワークシステムによって、 例えば、 一行政手続における特定の個 資格喪失などの医療保険給付関係情報の提供を受ける。 扶養者の同居や続柄などの住民票関係情報の提供を受ける。 別表第二の三の情報照会者は、 それぞれの事務によって、 百十五である。 加入者の一定額の自己負担分を支給するという保険給付の支給に関す しかし、 人を識別するための番号の利用等に関する法律案」 三段目 その二段目に掲げられた事務は、 健康保険組合である。 の情報提供者や四段目の特定個 また、 他 市町村長から扶養者の所得などの この健康保険組合が、 の医 また、 健康保険組合が、 療保険者又は後期 それぞれの情報照会者 法案の別表第二上段に掲 健康保険組合が、 人情報も異 及び関係法案を 別表第二が規 加入者 高齢 医療 なっている 人情報 者 保 高額 の扶 の複 医 険 療 0

は、 は、 報照会者がそれぞれどのような事務において、 る。 若しくは日本年金機構又は共済組合等から、 れたものであるが、 るのかも明らかにならない。これでは、 か明らかにならない。 る情報提供者も理解できる。 という保険給付の支給に関する事務のために、 の提供をうける。また、傷病手当との併給調整という保険給付の支給に関する事務のために、 を行うこととされている者から、 る事務のために、 それを検証することは不可能である。 このように、 健 康保険法第五十五条に規定する他 事務の内容を明らかにすれば、 市町村長から、 別表第二は、 したがって、 しかし、 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 前法案とほとんど変わっていない。 合算にかかる介護保険給付関係情報の提供を受ける。 国民の利便性や事務の効率化の対象となっている事務が具体的に何であ 別表第二を見ただけでは、 国民の利便性や事務の効率化が具体的に進むと説明されても、 の法令による給付の支給を行うこととされている給付との併 本法案は、 傷病手当に関する年金給付関係情報の提供をうける等々であ どの情報提供者からどのような特定個 健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給 その事務に必要な特定個 民主党政権によって提出されたものを修正して提案さ 以上の内容は明らかにならず、 政府は、 人情報の内容やその情報を提供す この別表第二について、 人情報を提供され また、 厚生労働大臣 健康保険組合 百十五 給 説明 国民 るの の情 調

国民 をする機会が一年以上あったが、 の利 便性や事務の効率化が進むのか、 私が知る限り、この別表第二について、 公に説明を行ってこなかった。 具体的にどのような事務において したがって、以下について政府

は、説明責任を果たすべきである。

会者が健康保険組合の場合に例示したように、それぞれの事務について、 か法案が想定する事務についてすべて明らかにされたい。その際、 効率化のために、どのような事務について、どの情報提供者からどのような特定個人情報を提供されるの 別表第二の百十五の情報照会者ごとに、二段目に規定されている事務について、 私が、 前文で、 具体的に説明されたい 国民の利便性や事務の 別表第二の三の情報照

二一の質問で明らかにされた各情報照会者のそれぞれの事務ごとに、 情報は、 何人の個人情報が記録されているデータベースから提供されるのか。このデータベースの名称 情報提供者から提供される特定個人

何

|人の個・

人情報を記録したものかについて明らかにされたい。

 \equiv 十五. 別表第二の事務に関して情報提供をうけ、マッチングの対象となる国民の人数について、 の情報照会者の個々のデータベースについて、このデータベースの名称、何人の個人情報を記録した 別表第二の百

ものかについて明らかにされたい。

兀

情報提供ネットワークシステムの構築費用は、二千億円から三千億円とされているが、その費用対効果

は明らかにされていない。しかも、情報提供ネットワークシステムによって、具体的にどのような事務が

利便の向上や事務の効率化の対象となっているのか個別に明らかにされてこなかった。これでは、法案が

構築をめざす情報提供ネットワークシステムについて、国民の理解を得ることは不可能であると考える

が、安倍内閣の見解を問う。

右質問する。